

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

〔1〕 固定局の予備免許中における工事落成の期限の延長、工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 予備免許を受けた者が工事設計を変更しようとするときは、その変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に合致するものでなければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

【解答】 2

どれも正しく思えて迷う問題かもしれません。

工事設計を変更するときは、「届け出」ではなく「許可」が必要です。届け出だと、書類さえ出せばOKということになってしまいます。

[2] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により A の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 C を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	検査の結果	その一部
2 無線設備の設置場所	検査の結果	当該検査
3 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	点検の結果	当該検査
4 無線設備の設置場所	点検の結果	その一部

【解答】 4

どの選択肢も迷う問題かと思います。Aは無線設備の設置場所だけで、「通信の相手方・通信事項」を変更したのに検査が必要というのはちょっと違和感があるかと思います。これで選択肢2か4に絞れます。BとCは迷うところかと思いますが、「点検の結果」「その一部を省略」と規定されています。

[3] 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ施設してはならないものに該当するものはどれか。電波法（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。

- 1 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 2 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 4 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器

【解答】 3

知らないと迷う問題かと思います。第37条では検定機器が列挙されていますが、義務船舶局、船舶地球局、航空機に施設する無線設備の機器などのほか、この出題にある中では周波数測定装置が挙げられています。

[4] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が A に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が C 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別段の定めがあるものは②にかかわらず、その定めるところによるものとする。

A	B	C
1 他の無線設備の機能	電氣的常数	4ナノワット
2 他の無線設備の機能	利得及び能率	4ミリワット
3 重要無線通信の運用	電氣的常数	4ミリワット
4 重要無線通信の運用	利得及び能率	4ナノワット

【解答】 1

ラッキー問題です。これは必ず答えられなければいけません。「他の無線設備の機能」「電氣的常数」そして「4ナノワット」です。

- [5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
J 8 E	A	アナログ信号である2以上のチャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
G 1 D	角度変調であって、位相変調	B	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
F 3 C	角度変調であって、周波数変調	アナログ信号である単一チャネルのもの	C

A

- 1 振幅変調であって、抑圧搬送波による単側波帯
- 2 振幅変調であって、低減搬送波による単側波帯
- 3 振幅変調であって、低減搬送波による単側波帯
- 4 振幅変調であって、抑圧搬送波による単側波帯

B

- デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの
- デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの
- デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの
- デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの

C

- ファクシミリ
- ファクシミリ
- テレビジョン（映像に限る。）
- テレビジョン（映像に限る。）

【解答】 1

一陸特でたまに出題される難しい問題ですが、Jは振幅変調・単側波帯・抑圧搬送波なので選択肢1か3、Cはファクシミリなので正解は1と分かります。G1Dはこの手の出題のときに良く出ますので覚えておければ覚えておきたい項目です。

[6] 無線局（登録局を除く。）に選任される主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 2 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 3 無線局の免許人によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 4 無線局の免許人によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が総務省令で定める職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

【解答】 2

知らないと思いますが、確実に答えられなければまずい問題です。主任無線従事者の選任届は、あらかじめではなく選任後に届け出です。

[7] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような B を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	混信その他の妨害	遭難通信
2 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 重要無線通信を行う無線局	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 他の無線局	混信	遭難通信

【解答】 2

易しい問題です。他の無線局に混信その他の妨害を与えてはなりませんが、遭難通信・緊急通信・安全通信・非常通信に限ってはこの限りではありません。

免許状で許された範囲を超えて運用できるのは遭難通信だけですので、それと区別できていれば大丈夫でしょう。

[8] 無線通信(注)の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法(第59条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

【解答】 4

これはラッキー問題です。絶対に正答しなければならない問題です。

[9] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許人の総務大臣への報告等について述べたものである。電波法（第 8 0 条及び第 8 1 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

① 無線局の免許人は、次の(1)及び(2)に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

(1) A 。

(2) B 。

② 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他 C を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A	B	C
1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき	電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき	無線局の適正な運用
2 無線設備の機器の試験又は調整を行うために無線局を運用したとき	電波法第 7 4 条（非常の場合の無線通信）第 1 項に規定する通信の訓練のための通信を行ったとき	無線局の適正な運用
3 無線設備の機器の試験又は調整を行うために無線局を運用したとき	電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき	電波の能率的な利用
4 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき	電波法第 7 4 条（非常の場合の無線通信）第 1 項に規定する通信の訓練のための通信を行ったとき	電波の能率的な利用

【解答】 1

これも絶対に正答しなければならない問題です。「遭難通信・緊急通信・安全通信・非常通信を行ったとき」と「電波法等に違反して運用した無線局を認めたとき」は報告の義務があります。

[10] 次に掲げる処分のうち、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3月以内の期間を定めて行われる無線局の通信の相手方又は通信事項の制限
- 2 6月以内の期間を定めて行われる無線局の電波の型式の制限
- 3 3月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止
- 4 再免許の拒否

【解答】 3

これは知らないと迷う問題ですが、運用の制限ではなく停止処分です。

[11] 総務大臣が無線局に対し臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に関する次の記述のうち、電波法(第72条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の空中線電力が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えていると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数が免許状に記載された周波数以外のものであると認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。

【解答】 2

知らないと迷う問題ですが、電波の質が適合していない場合、想定外の混信や妨害などを与える可能性があり他の無線局に大変迷惑をかけるため、電波の質が適合していない場合に臨時に電波の発射の停止を命ずることができる」とされています。

[12] 次の記述は、無線従事者の免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を **A** していなければならない。
- ② 無線従事者は、 **B** に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真1枚
- (3) **B** の変更の事実を証する書類（ **B** に変更を生じたときに限る。）
- ③ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から **C** にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

	A	B	C
1	無線局に保管	氏名又は住所	10日以内
2	無線局に保管	氏名	30日以内
3	携帯	氏名	10日以内
4	携帯	氏名又は住所	30日以内

【解答】 3

ラッキー問題です。無線従事者は、業務に従事しているときは免許を携帯する必要があります。運転免許と同じです。また、無線従事者免許証には住所の欄はありませんから、氏名に変更を生じたときや汚損・滅失等の場合のみ再交付です。